

高齢者とペットの安心した暮らしのために ～介護職員の皆さまへのお願い～



高齢者にとってのペットは、家族やパートナーとして、生活に潤いと安らぎを与えてくれ、日々の生きがいに繋がっているなど、その存在は大きなものです。

一方で、ペットの飼い主には、そのペットが命を終えるまで適切に飼う「終生飼養」の義務もあります。

ペットを飼育している高齢者が、この義務を全うできるよう可能な範囲で支援をお願いします。



ペットとの暮らしのための4つの備え

① 突然のできごとへの備え

(例) ケガや病気・事故による入院



予防策：一時預かり先を見つけておく
(血縁者、民間事業者など)
ペットを預ける準備をしておく
(本人の心構え、ペットを預ける練習など)

② 要介護状態進行への備え

(例) 福祉施設入所・引っ越し



予防策：終活ノートに記しておく
新たな飼い主を探しておく
ペットのための信託を利用する

③ 生活環境を守るための備え

(例) 自宅の衛生状態が悪化している
周辺住民から苦情がきている



予防策：ペットの数を増やさない
ペットの世話や部屋の清掃を頼める人
や業者を見つけておく



ペットの信託とは？

ペットのために信託会社へお金を預けておき、いざとなったら、そのお金をペットのために使用できる仕組みがあります。相談は、保険会社や行政書士へ。

④ 適正に飼い続けるための備え

(例) ペットが子を生んだ、子猫を拾ってきた

予防策：不妊去勢手術により、繁殖しないようにする
かかりつけの動物病院を見つけておく



(例) 散歩ができていない、汚い、しつけができていない、病気の治療ができていない



予防策：しつけやケアなど、それぞれの民間事業者のサービスを利用し、日常的なケアを心がける



民間事業者が行っている主なサービス



動物病院

病気の治療
不妊去勢手術

一時的な
預かり



ペットホテル

トリミングサロン



シャンプー
毛のカット
爪切り

ペットの
お世話

ペットシッター



ドッグトレーナー

犬の
しつけ

終生
飼養



老犬老猫
ホーム

高齢者とペットの暮らしをチェック！！

高齢者とペットの安心した暮らしのためには、問題の発生を未然に予防する、あるいは、問題が重症化する前の早い段階で対処することが重要です。

高齢者宅訪問の際に、以下のチェックリストに該当するものがありましたら、表面の予防策のアドバイスをお願いします。

高齢の飼い主に関すること

- 単身又は高齢者のみの世帯である
 - 家族・親戚などと疎遠である
 - ご近所付き合いがない
 - 足腰が弱ってきている
 - 体力の低下が著しい
 - ペットの名前を思いだせない
- ⇒ 表面の①②へ

ペットに関すること

- 複数頭数飼育している
 - オス・メスの両方がいる
 - 不妊去勢手術をしていない
 - 子犬・子猫が生まれている
 - ペットが過剰に痩せた、太った
 - ペットに多くの毛玉がある
 - ペットの爪が伸びすぎている
 - ペットのしつけができていない
- ⇒ 表面の④へ



人とペットの生活環境に関すること

- ノミ・ダニなど衛生害虫が発生している
 - 部屋が汚れ、ひどい悪臭がする
- ⇒ 表面の③へ



番外編

高齢者がノラ猫に餌を与えていませんか？

近隣住民とのトラブル防止のチェックポイント

- 近隣住民の理解を得ている
- 餌の食べ残しを片づけている
- 周辺環境の美化に努めている
- 不妊去勢手術をして繁殖を予防している
- トイレのお世話をしている



ワンポイント

ペットも大事な家族の一員
共に考えよう
ペットの老いじたく



◆高齢の犬や猫との暮らし方について◆

(詳しくは東京都のホームページをご覧ください。)

東京都動物情報サイト「ワンニャンとうきょう」
<https://wannyan.metro.tokyo.lg.jp/kaigo/>

ペットを原因として、高齢者の生活環境やペットの飼育環境が継続的に悪化している場合は、ご相談ください。

大田区保健所では動物の引取りは行っていません。そのため、どうしても飼いつけることができない場合は、自ら新たな飼い主を探す努力をしてください。

ペットに関する相談窓口

大田区保健所生活衛生課 電話 03-5764-0670 FAX03-5764-0711